

◎ 後払い式サーバ管理型乗車券取扱細則

制定 2021.9

(適用範囲)

第1条 サーバ管理型乗車券取扱規程(以下「規程」という。)の定めに基づく旅客の運送及びその取扱方については、規程によるほか、この後払い式サーバ管理型乗車券取扱細則に定めるところによります。

(使用の制限)

第2条 次の各号の1 に該当する場合には、後払い式サーバ管理型乗車券は使用することができません。

- (1) 発行者が別に定める利用枠を超えたとき
- (2) 発行者が別に定める使用制限又は停止を行ったとき

(運賃の收受)

第3条 後払い式サーバ管理型乗車券を規程第8条の規定により使用する場合、乗車停留場から降車停留場までの大人片道普通旅客運賃を收受します。この場合、小児が後払い式サーバ管理型乗車券を使用する場合であっても、大人片道普通旅客運賃を收受します。なお、旅客の申告により乗務員が運賃收受の対応を行う場合を除きます。

2 後払い式サーバ管理型乗車券を使用する場合の運賃は、利用した当日分を集計します。また、利用日の運賃は、当該後払い式サーバ管理型乗車券の発行者が、当社に立替払いすることで旅客に対する求償権を取得し、旅客に請求します。

3 請求方法については発行者が別に定めるところによります。

(効力)

第4条 後払い式サーバ管理型乗車券から大人片道普通旅客運賃を收受することを承諾して使用する場合は、小児1人が使用することができます。

(利用履歴の確認)

第5条 規程第17条により利用履歴を確認する場合、乗車券管理サーバに記録されている最近の利用日から最大365日遡り、利用月日、乗車区間及び運賃額等を確認することができます。

第6条 破損等によりサーバ管理型乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、後払い式サーバ管理型乗車券は使用することができません。

(自動車の運行不能の場合の取扱方)

第7条 旅客は、対応カード端末機による読取処理をした後、自動車が運行不能となった場合、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。

- (1) 乗車停留所までの無賃送還

この場合、乗車区間の運賃は收受しません。

- (2) 乗車停留所に至る途中停留所までの送還

乗車停留所から途中停留所までの片道普通旅客運賃を、途中停留所において後払い式サーバ管理型乗車券から收受します。